

## ○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



[注1・2 略]

3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

[4～6 略]

7 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

[8 略]

様式第3（第2条第1項関係）

[第1表 略]

第2表

[表略]

[注1～8 略]

9 基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者が、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結することなく提供することができない携帯電話サービスを提供している場合であつて、当該電気通信事業者に当該携帯電話サービスの提供の用に供する卸電気通信役務を提供しているときは、「参考事項」の項に当該付加的役務の契約数の合計数及び卸先事業者名を記載すること。

10 注9に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

11～13 [略]

様式第13（第2条第1項関係）

[第1表 略]

第2表

[表略]

[注1～7 略]

8 基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者が、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結することなく提供することができない全国BWAアクセスサービスを提供している場合であつて、当該電気通信事業者に当該携帯電話サービスの提供の用に供する卸電気通信役務を提供しているときは、「参考事項」の項に当該付加的役務の契約数の合計数及び卸先事業者名を記載すること。

9 注8に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10 [略]

11 [略]

合	計						
参		考		事		項	

[注1・2 同左]

3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、単位料金区域ごとに「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

[4～6 同左]

7 記載する都道府県及び単位料金区域の数に応じ、項を適宜増減すること。

[8 同左]

様式第3（第2条第1項関係）

[第1表 同左]

第2表

[表同左]

[注1～8 同左]

[新設]

9 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10～12 [同左]

様式第13（第2条第1項関係）

[第1表 同左]

第2表

[表同左]

[注1～7 同左]

[新設]

8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 [同左]

10 [同左]

12 [略]

様式第15の3 (第2条第1項関係)

[表略]

[注1～7 略]

8 基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス又はBWAアクセスサービスを  
提供する電気通信事業者にあつては、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結する  
ことなく提供することができない仮想移動電気通信サービスを最終利用者に対し提供して  
いるときは、「参考事項」の項に契約数の合計数及び卸元事業者名を記載すること。

9 注8に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容  
を記載すること。

10 [略]

11 [略]

12 [略]

様式第16 (第2条第7項関係)

第1表

電気通信役務通信量等状況報告						
収入、通信回数、通信量						
年4月1日から 年3月31日まで						
事業者名						
発	着	収	通	通	平均通信量	
信	信	入	回数	信	(2)÷(1)	
			(1)	(2)		
合						
計						

[注1・2 略]

3 「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス（インターフェ  
ースの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、IP電話、公衆電話（電気  
通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びP  
HSの別（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別）を記載するこ  
と。なお、携帯電話の発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回  
数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

[削る]

11 [同左]

様式第15の3 (第2条第1項関係)

[表同左]

[注1～7 同左]

[新設]

8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 [同左]

10 [同左]

11 [同左]

様式第16 (第2条第7項関係)

第1表

電気通信役務通信量等状況報告				
距離段階別収入、通信回数、通信量				
年4月1日から 年3月31日まで				
サービスの種類（細区分） （総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類） 発信・着信の別				
事業者名				
距離段階	収	通	通	平均通信量
	入	回数	信	量
		(1)	(2)	(2)÷(1)
合				
計				

[注1・2 同左]

3 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、I  
P電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除  
く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区  
分ごと）に別業とすること。

4 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信

4 「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

5 [略] [略]

[削る]

6～11 [略]

[削る]

12 [略]

第2表

電気通信役務通信量等状況報告 通信量区分別通信回数									
年4月1日から 年3月31日まで									
事業者名									
発信	着信	通信量区分							合計

[注1 略]

2 「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス（インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSの別（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別）に記載すること。なお、携帯電話発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数を区別できない場合は合計した値を記載すること。

[削る]

3 「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

モードの種類ごとに別業とすること。

[新設]

5 [同左]

6 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

7～12 [同左]

13 「距離段階」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

14 [同左]

第2表

電気通信役務通信量等状況報告 通信量区分別通信回数									
年4月1日から 年3月31日まで									
事業者名									
発信	着信	通信量区分							合計

[注1 同左]

2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

3 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別業とすること。

[新設]

4 [同左]

5 [同左]

6 [同左]

7 「通信回数」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは少数点以下第3位までの数値を記載すること。

- 8 [略]
- 9 [略]
- 10 [略]

第3表

電気通信役務通信量等状況報告																											
時間帯別通信回数、通信量																											
年4月1日から 年3月31日まで																											
通信回数・通信量の別																											
事業者名																											
発信 着信	時間帯	事業者名																								合 計	
		0 1時	1 2時	2 3時	3 4時	4 5時	5 6時	6 7時	7 8時	8 9時	9 10時	10 11時	11 12時	12 13時	13 14時	14 15時	15 16時	16 17時	17 18時	18 19時	19 20時	20 21時	21 22時	22 23時	23 24時		
合計																											

[注1 略]

2 「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス（インターフェースの種類及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSの別（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別）を記載すること。なお、携帯電話発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

[削る]

3 「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

4 [略]

7 「通信回数」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは少数点以下第3位までの数値を記載すること。

- 8 [同左]
- 9 [同左]
- 10 [同左]

第3表

電気通信役務通信量等状況報告																											
距離段階別時間帯別通信回数、通信量																											
年4月1日から 年3月31日まで																											
サービスの種類（細区分） （総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類）																											
発信・着信の別																											
通信回数・通信量の別																											
事業者名																											
発信 着信	時間帯	事業者名																								合 計	
		0 1時	1 2時	2 3時	3 4時	4 5時	5 6時	6 7時	7 8時	8 9時	9 10時	10 11時	11 12時	12 13時	13 14時	14 15時	15 16時	16 17時	17 18時	18 19時	19 20時	20 21時	21 22時	22 23時	23 24時		
合計																											

[注1 同左]

2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

3 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別業とすること。

[新設]

4 [同左]

5 [略]

[削る]

6 [略]

7 通信回数及び通信量は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは少数点以下第3位までの数値を記載すること。

8 [略]

9 [略]

[削る]

10 [略]

第4表

電気通信役務通信量等状況報告 都道府県別通信回数、通信量		年4月1日から 年3月31日まで
サービスの種類（細区分）		
通信回数・通信量の別		
事業者名		
都道府県	発信	
合計		

[注1 略]

2 「発信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス（インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。なお、携帯電話発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

5 [同左]

6 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

7 [同左]

8 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは少数点以下第3位までの数値を記載すること。

9 [同左]

10 [同左]

11 「距離段階」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

12 [同左]

第4表

電気通信役務通信量等状況報告 都道府県間別通信回数、通信量						年4月1日から 年3月31日まで
サービスの種類（細区分）						
(総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類)						
発信・着信の別						
通信回数・通信量の別						
事業者名						
都道府県 (着信)						合計
都道府県 (発信)						
合計						

[注1 同左]

2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

[削る]

3～6 [略]

7 通信回数及び通信量は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは少数点以下第3位までの数値を記載すること。

8～11 [略]

[削る]

3 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

4～7 [同左]

8 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは少数点以下第3位までの数値を記載すること。

9～12 [同左]

第5表

電気通信役務通信量等状況報告 単位料金区域間別通信回数、通信量			
			年4月1日から 年3月31日まで
サービスの種類 _____			
発信単位料金区域番号 _____			
発信単位料金区域名 _____			
			事業者名 _____
着信単位料金 区域番号	着信単位料金 区域名	通信回数	通信量
合計			

注1 国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

2 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）ごとに別葉とすること。

3 発信単位料金区域ごとに別葉とすること。

4 他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する単位料金区域間の通信として記載すること。

5 通信量については、時間によつて記載すること。

6 「通信回数」の欄には百を、「通信量」の欄には十を単位として記載すること。この場合において、単位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入して得た数値を記載するこ



第5表 [略]

様式第27（第7条の3関係）

[表略]

[注1～10 略]

11 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第58条第2項第1号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

[12・13 略]

と。

7 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

8 報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

9 「着信単位料金区域番号」及び「着信単位料金区域名」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第6表 [同左]

様式第27（第7条の3関係）

[表同左]

[注1～10 同左]

11 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第二項第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

[12・13 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び右条規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記による。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が令和六年一月一日以降である報告から適用する。